

I-5 ちいきいこう 地域移行

ひょうだい ちいきいこう ほうていか
【表題】「地域移行」の法定化

けつろん
【結論】

- 「地域移行」とは、住まいを施設や病院から単に元の家庭に戻すことではなく、障害者個々人が市民として、自ら選んだ住まいで安心して、自分らしい暮らしを実現することを意味する。
- すべての障害者は、地域で暮らす権利を有し、障害の程度や状況、支援の量等に関わらず、地域移行の対象となる。
- 国が、社会的入院、社会的入所を早急に解消するために「地域移行」を促進することを法に明記する。
- 国は、重点的な予算配分措置を伴った政策として、地域移行プログラムと地域定着支援を法定施策として策定し、実施する。

せつめい
【説明】

しょうがいしゃじりつしえんほう へいせい ねんどまつ しんたい ちてき
障害者自立支援法において、平成23年度末までに、身体・知的の
しせつにゆうしよしゃ わり ひと ちいきいこう せいしんびょういん ひと
施設入所者の1割(13,000人)の地域移行と精神病院からの72,000人の
たいいんそくしん ちいきいこうせいさく もくひょう うた たいいん
退院促進が、地域移行政策の目標として謳われた。だが、退院・
たいしよ あら にゆういん にゆうしよ げんじょう じょうきょう かいしよ
退所しても新たに入院・入所する現状がある。そうした状況を解消
するめに、入院・入所に至るプロセスの検証を行い、地域生活のため
しゃかいしげん かくじゅう
の社会資源を拡充しなければならない。
ほんらい だれ ちいき くに いな ほんざい しょうがいしゃ いっしよ しせつ
本来は誰もが地域で暮らしを営む存在であり、障害者が一生を施設や
びょういん す ふつう にゆういん にゆうしよしゃ す えら
病院で過ごすことは普通ではない。入院・入所者が住みたいところを選ぶ、
じぶん くに てんかい しょうがいしゃほんにん いし きぼう せんたく ほんちよう
自分の暮らしを展開するなど、障害者本人の意志や希望、選択が尊重さ
しえん しく せんたくし つく さつきゅう もと かぞく
れる支援の仕組みと選択肢を作ることが早急に求められる。とりわけ家族
じょうきょう しえんぶそく きぼう せいかつかんきょう しょうがいしゃ
の状況や支援不足から希望していない生活環境にある障害者についても、
ほんらいちいきいこう しえんたいしよしゃ ふく ひとへや たすう もの す
本来地域移行の支援対象者に含まれるべきであり、一部屋に多数の者が住
けいたい かいしよ ちいきせいかつ じつげん けんとう
まう形態を解消し、地域生活を実現できるようにすることを検討され
るべきである。

ちいきいこう そくしん ちほう ちいききばんせいび ざいせいとう かくさ
 地域移行の促進にあたって、地方における地域基盤整備や財政等の格差
 とう くに ちほう ざいせいふたんこうぞう かだい たん しせつ にゅうしょ
 等、国と地方の財政負担構造などに課題があるなかで、単に、施設の入所
 ていいん びょういん びょうしょうすう げんしょう ほうていか かぞく ふあん
 定員や病院の病床数の減少を法定化することだけでは、家族の不安や
 ふたん つよし きけんせい こんらん まね ちいきいこう ちいきいこう
 負担を強いる危険性と混乱を招きかねない。そこで地域移行は、地域移行
 ぶろぐらむ ちいきいてちやくしえん にゅうしょ にゅういん しょうがいしゃ ていきょう
 プログラムと地域定着支援を入所・入院している障害者に提供しつつ、
 だれ ちいきい く ちいきいしげん しえんしすてむ せいび ひつよう
 誰もが地域で暮らせるための地域資源と支援システムを整備する必要がある。
 とく ちょうきにゅうしょしゃ にゅういんしゃ ちいきいこう そがいよういん けんしょう
 特に、長期入所者、入院者については、地域移行の阻害要因を検証し
 つつ きんきゅう じんけん かいふく しえん
 つつ、緊急に人権が回復されるよう支援されるべきである。

うえ こんご ちいききばんせいび かねんせんりやく とう にゅうしょしせつ びょういん ちいき
 その上で、今後、「地域基盤整備10カ年戦略」等、入所施設・病院から地域
 せいかつ ちいきいこう む かくしゆしさく ちいき きばんせいび しんてん
 生活への地域移行に向けた各種施策により、地域における基盤整備が進展
 なか にゅうしょしせつ びょういん やくわり きのうとう いち みなお ひつよう
 する中で、入所施設・病院の役割や機能等、その位置づけを見直す必要
 がある。また、地域移行ホーム、退院支援施設等のように、同一敷地内に移行
 のための施設の是非を含め、その在り方についても今後検討すべきである。

ひょうだい
【表題】

ちいきいこうぶろぐらむ ちいきいてちやくしえん
 地域移行プログラムと地域定着支援

けつろん
【結論】

- ちいきいこうぶろぐらむ ちいきいてちやくしえん じっさい ちいきせいかつ はじ
 地域移行プログラムと地域定着支援は、実際に地域生活を始められる
 ように、ひとりひとりの状況に合わせて策定される。地域移行プログラムで
 は、入院・入所者に選択肢が用意され、本人の希望と納得のもとで施設
 びょういん がいしゅつ ちいきせいかつ たの たいけん きょじゅうたいけんとう
 や病院からの外出、地域生活を楽しむ体験、居住体験等の
 ぶろぐらむ つみきょう ちいきいてちやくしえん ちいきせいかつ ひつよう
 プログラムも提供される。また、地域定着支援では、地域生活に必要な
 しえん たふくせいど かん てづきとう しえん ひつよう しゃかいしげん
 支援、その他福祉制度に関する手続等の支援や必要とする社会資源に
 むす つ かんきょうちょうせい おこな
 結び付けるなどの環境調整も行うものとする。
- ちいきいこうぶろぐらむ ちいきいてちやくしえん じぎょう くに じぎょう おこな
 地域移行プログラムと地域定着支援の事業は、国の事業として行う。
 しせつおよ びょういん じぎょう う せつきよくてき つと
 施設及び病院は、これらの事業を受けるよう積極的に努めなければな
 らない。施設及び病院がこれらの事業を行う場合には、地域の相談
 しせつおよ びょういん じぎょう おこな ばあい ちいき そうだん

支援事業者、権利擁護事業者等の地域移行支援者と連携するための体制を整備しなければならない。

○ピアサポーター（地域移行の支援をする障害当事者）等は、入院・入所者の意思や希望を聴きとりつつ、支援するノウハウを活かし、重要な人的資源として中心的な役割を担う。特に長期入所者や入院者に対する支援は、不安軽減と意欲回復のために、本人に寄り添った支援が必要である。

○入所施設・病院の職員がそれぞれの専門性をより高め、地域生活支援の専門職としての役割を果たすため、国は移行支援プログラムを用意し、これらの職員の利用に供しなければならない。

*地域移行を促進するための住宅確保の施策についてはⅢを参照のこと。

【説明】

地域移行プログラムは、障害者の意志や自己決定を確認し、それを実現するためのものである。入院者・入所者が自ら選ぶことを基本として設計されるべきである。地域移行プログラムは、地域移行できる人を選別するものではないので、標準的なプログラムに適応できるかどうかを判断するものであってはならない。あくまでも本人支援という観点から本人に合わせた個別なものとして準備されるものである。

このような地域移行プログラムの実施に当たっては、入所者・入院者が、どのようなニーズがあって入所・入院しているのか、定期的にそのニーズを聞き取る必要がある、社会的入所・入院の軽減を目指さなければならない。その際、施設・病院関係者だけでなく、地域移行支援者（相談支援事業者、権利擁護事業者、障害者団体、地域生活支援協議会、市民等、さまざまな立場の者）とチームを組むことができる仕組みを作ることが必要である。このことは、安易な新規の入所・入院を避けるためにも重要である。地域移行プログラムを提供しつつ、移行先での地域定着支援として、さまざまなサービスを受けるため申請や社会資源の配置などが行われるべき

である。

ちいきいこうぷろぐらむおよ ちいきていちゃくしえん じぎょう
地域移行プログラム及び地域定着支援の事業は、まずしせつ びょういん
がしゅつ ちいき せいかつ たの たいけんとう じぶん ちいきせいかつ
外出したり、地域での生活を楽しむ体験等をしながら、自分の地域生活
いめーじ きかん ひつよう いたうしえんとう ふくしきーびす
をイメージする期間も必要である。そのため移動支援等の福祉サービスを
りよう しく けいざいてき こんなん にゅういん にゅうしょしゃ ひょう じよせい
利用できる仕組みや経済的に困難な入院・入所者にはその費用を助成
する仕組みが不可欠である。また、この事業を支える人材、特に
ぴあさぽーたー ちいきいこうすいしん じゅうよう じんてきしげん いち
ピアサポーターを地域移行推進のための重要な人的資源と位置づけ、
ぴあさぽーたー いくせい ちいきいこうしえんかつどう たい せいとう ほうしゅう
ピアサポーターの育成ならびに地域移行支援活動に対する正当な報酬
とう ざいげん かくほ
等の財源を確保すべきである。

げんこう しせつ びょういん しょくいん せんもんせい ちいきしえん い
さらには現行の施設・病院の職員がその専門性を地域支援に活かして
いくことが、ちいきいこう すいしん うえ もと さい
いくことが、地域移行を推進していく上で求められることになる。その際に
しょくいん ちいきせいかつしえん かんてん しえん あ かた してん てんかん
は、職員には、地域生活支援の観点から支援の在り方について視点の転換
もと てんかん ようい いたうしえんぷろぐらむ ようい
が求められるので、その転換を容易にするための移行支援プログラムが用意
される必要がある。